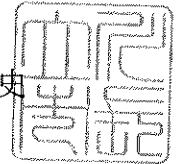


令和 5 年 10 月 16 日

立川市長期総合計画

審議会会長 殿

立 川 市 長  
酒 井 大 史



諮 問 書

立川市長期総合計画審議会条例（昭和46年立川市条例第7号）第1条の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

1 諮問事項

立川市第5次長期総合計画における基本構想

2 諮問趣旨

本市では、令和7年度から10年間のまちづくりの方向性を定める立川市第5次長期総合計画の策定を進めており、当該計画は市政運営の指針となるものです。

これからの10年間は、人口減少や少子高齢化の本格的な進展が予測されるとともに、この数年は新型コロナウイルス感染症、急激な円安などの社会経済環境の不安定さが懸念され、市の行政運営は官民一丸となって可能な限り迅速かつ適切に対処しなければなりません。16年ぶりに新しい市長に代わり、行政の継続性のみならず、変革の民意が示され、次期総合計画はこれまでにないターニングポイントの位置づけとして認識しています。

そのためには、子育てしやすいまちづくり、健康で豊かな心の醸成、SDGsといった地球規模の環境問題を地域でどう捉えるか、そして防災・防犯を中心に市民の安全をいかに高めていくかなど、様々な課題を整理、検討していく必要があります。

また何よりも、市民目線の、市民の役に立つ行政運営すなわち市民満足度の高い、質の高い市役所運営をすすめていくためのご提言や、また行政依存でなく本来の意味での自助・共助・公助のまちづくりの仕組みづくりなども含めて提言いただきたいと考えています。

このような状況の中、第5次長期総合計画の根幹をなす基本構想について、貴審議会にご意見を求めます。